



島根県報

令和3年3月31日（水）

号外第41号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	2
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	2
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	3

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	3
------------------------	---

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第5号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3知事の事務部局の部職名の欄中「（水産局を除く。）」を削り、「農林振興センター所長」を「農林水産振興センター所長」に、「同 センター長（課に置かれたセンターを除く。）」を「同 センター長（課に置かれたセンターを除く。）」に、「同 室長（感染症対策室に限る。）」を「支庁局長（水産局に限る。）」に、「本庁室長」の次に「（感染症対策室を除く。）」を加え、「同 部長」を「支庁部長」に、「農林振興センター部長」を「農林水産振興センター部長（安来農業部及び大田農業部を除く。）」に改め、「同 普及指導監」及び「水産事務所長」を削り、「中山間地域研究センター研究企画監」を「同 研究企画監」に、「心と体の相談センター副所長」を「心と体の相談センター副所長」に改める。「農林水産振興センター部長（安来農業部及び大田農業部に限る。）」

別表第6中「農林局農政・普及部島前地域振興課」を「農林水産局農業振興部隠岐地域振興第二課」に、「農林局林業部」を「農林水産局林業部」に、「水産局」を「農林水産局水産部」に改め、「柿木村」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第6号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「農林局」を「農林水産局」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第7号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部隠岐支庁の項中「島前地域振興課長」を「隠岐地域振興第二課長」に改め、同部農林振興センターの

項中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に、「部長 支所長」を「部長」に、「安来地域振興第一課長」を「安来地域振興第一課長 大田地域振興第一課長」に改め、同部水産事務所の項を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第8号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「農林局農政・普及部」を「農林水産局農業振興部」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 農林水産振興センター農業振興部及び農業部

第3条第3項第1号中「農林局農政・普及部」を「農林水産局農業振興部」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 農林水産振興センター農業振興部及び農業部

第6条第1項中「教育部」を「農業教育部又は林業教育部」に改める。

第13条第2項及び第14条第2項中「保健科学部」を「感染症疫学部」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会細則第2号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表知事の事務部局の部隠岐支庁県民局の項中

「

課長

」を「

課長	部長
----	----

」に改め、同部隠岐支庁農林局の項を次の

ように改める。

農林水産局		課長	部長		局長	
		出張所長				

別表の1の表知事の事務部局の部隠岐支庁水産局の項を削り、同部保健環境科学研究所の項中

「

課長	所長
----	----

」を「

課長	所長	部長
----	----	----

」に改め、同部農林振興センターの項を次の

のように改める。

農林水産振興センター				課長	部長 事務所長 管理監		所長	
------------	--	--	--	----	-------------------	--	----	--

別表の1の表知事の事務部局の部水産事務所の項を削り、同部県土整備事務所の項中

管理所长（空 港）	を
--------------	---

に改め、別表の3の表小型船舶の項中

管理所长（空 港） 上席調整監	を	一等機関士 航海士 機関士 各長 各員	を	一等機関士 航海士 機関士 各長
-----------------------	---	---------------------------------	---	---------------------------

に改め、別表の6の表知事の事務部局の部隠岐支庁農林局の項中「農林局」を

一等機関士 航海士 機関士 各長 各員	を	一等航海士 一等機関士 航海士 機関士 各長
---------------------------------	---	------------------------------------

「農林水産局」に改め、同部農林振興センターの項中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改める。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。